

在宅障害児生活補助器具事業

～ 交付までの流れ ～

- ① 申請に当たっては必ず当法人まで事前に電話で、ご確認ください。（予算が限られているため）。
 - ② お住まいの各市長村・障害福祉課・療育センター等から、申請書の必要事項欄（市町村の意見）に記入をしてもらい、障害者手帳（ない場合は療育手帳）のコピー1部・商品の見積書の3点を添えて下記まで送付。
 - ③ 申請に対する助成金の決定後、当法人より決定通知書を各市町村と申請者それぞれに送付。
 - ④ 商品発注・発注先への支払いは、当法人より行います。
 - ⑤ 商品は発注元より、申請者へ直接納品されます。（商品によりましては多少お時間を頂く場合もあります）
-
- 交付額は、**3万円以内**とします。3万円を超える場合、差額分は申請者負担となります。
 - 一度交付を受けますと**3年間は申請できません**。
 - 毎年数多くの申請があります。例年9月くらいには終了してしまいますので、ご注意ください。
 - 年齢制限は、特に設定されていませんが、「在宅障害児」を対象としておりますので、18歳くらいまでとなります。（電話でご確認ください）
 - 上記の器具は、全てフュージョンコムかながわ・県肢協からの注文になりますので、必ず見積書、カタログを添えて提出してください。

	生 活 補 助 器 具 名
1	片手笛
2	エアレックスマット
3	カーシート
4	座位保持いす等
5	チェンジングボード
6	浮輪付水着
7	ジョイスティック（PC用）
8	その他、市町村長または障害児相談員等の意見によりFC かながわ・県肢協理事長が必要と認めた生活補助器具

※ この事業は共同募金配分金により実施しています。

連絡先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

特定非営利活動法人 フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

TEL 045-311-8742

FAX 045-324-8985

E-mail : jimukyoku@kenshikyoku.jp

HP : <http://www.kenshikyoku.jp/>